

# 精神科病院入院者 訪問支援事業について

# 目次

## ■ P.1～11

①精神科病院入院者訪問支援事業とは

## ■ P.12～16

②秋田県における

精神科病院入院者訪問支援事業

## ■ P.17～19

③各事業所への依頼事項

## ■ P.20～24

④各市町村への依頼事項

# ①精神科病院入院者 訪問支援事業とは

資料の出典：厚生労働省

# 令和4年障害者総合支援法等の一部改正による精神保健福祉法の改正概要

(令和4年12月16日公布)

## 【公布日(令和4年12月16日)施行】

- ・ 目的規定における権利擁護の明確化

## 【令和5年4月1日施行】

- ・ 患者に対し身体に対する暴力等を行った者等を「家族等」の範囲から除外。
- ・ 医療保護入院等の患者及びその家族等に対し、書面での入院理由等の告知を義務化。

## 【令和6年4月1日施行】

(医療保護入院の入院手続等に関する事項)

- ・ 入院期間を法定化し、一定の要件を満たす場合は、入院期間を更新できる。
- ・ 家族等が同意又は不同意の意思表示を行わない場合は、市町村長同意の依頼ができる。
- ・ 地域援助事業者の紹介を義務化。

(措置入院者の退院促進措置等に関する事項)

- ・ 退院後生活環境相談員の選任及び地域援助事業者の紹介を義務化。
- ・ 措置入院時の精神医療審査会での審査の実施。

(入院者訪問支援事業に関する事項)

- ・ 都道府県等は、市町村同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望に応じ、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員による支援を行う事業を実施できる。

(虐待の防止に関する事項)

- ・ 精神科病院における虐待防止措置の義務化。
- ・ 精神科病院の業務従事者による虐待を発見した者から都道府県等への通報の義務化。

(精神保健に関する相談支援体制の整備に関する事項)

- ・ 都道府県等が実施する相談支援について、日常生活に係る精神保健に課題を抱える者も支援対象に加える。
- ・ 都道府県は、市町村の精神保健に関する相談支援に関し、必要な援助を行うよう努める。

# 入院者訪問支援事業が創設された経緯

- 入院中の患者に対する意思決定及び意思の表明支援に関しては、代弁を含む実効性のある支援の在り方やその手法について、これまで様々な検討の場や研究事業等を通じて議論が重ねられてきた。

平成25年6月13日成立 平成25年6月19日公布	<b>平成25年精神保健福祉法改正 附則第八条</b> 「政府は（中略）精神科病院に係る入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明についての支援の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」
平成24～27年度	<b>障害者総合福祉推進事業においてモデル事業実施</b>
平成29年2月8日	「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書 「医療保護入院や措置入院は、疾患による判断能力の低下により、治療に結びつきにくい精神疾患のある患者について、本人の同意に基づかない入院により治療を行う制度であるが、こうした制度の特性上、医療機関以外の第三者による意思決定支援等の権利擁護を行うことを検討することが適当である」
令和元年度～3年度	<b>地域精神保健医療福祉体制の機能強化を推進する政策研究</b> 「精神障害者の意思決定及び意思表明支援に関する研究」（研究分担者：藤井千代）
令和4年6月9日	「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」報告書 人権擁護の観点から、精神科病院に入院する患者を訪問し、相談に応じることで、医療機関外の面会交流を確保することが必要である。（当初は市町村長同意による医療保護入院者を中心に、精神科病院の理解のもと実施）
令和4年12月10日成立 令和4年12月16日公布	<b>令和4年障害者総合支援法等の一部改正による精神保健福祉法の改正 第三十五条の二 入院者訪問支援事業の創設</b>
令和4年度～6年度	<b>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する政策研究</b> 「精神障害者の権利擁護に関する研究」（研究分担者：藤井千代） <ul style="list-style-type: none"><li>・入院者訪問支援事業創設を受け、研究成果に基づいた研修のあり方、講義資料の提案</li><li>・事務局及び訪問支援員のフォローアップ等についての検討</li></ul>

# 入院者訪問支援事業（令和6年度以降）

- 精神科病院で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、入院者のうち、家族等がない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するもの。
- 実施主体は**都道府県、政令指定都市**（以下、「都道府県等」という。）

## 精神科病院



### 【支援対象者】

- (1) 市町村長同意による医療保護入院者であって、本事業による支援を希望する者
- (2) 地域の実態等を踏まえ、(1)と同等に支援が必要として都道府県知事が認め、本事業による支援を希望する者

### 【精神科病院に入院する方々の状況】

医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすく、

- ・ 孤独感や自尊心の低下
- ・ 日常的な困りごとを誰かに相談することが難しい、支援を受けたいが誰に相談してよいかわからないといった悩みを抱えることがある。

### 第三者による支援が必要

### 第三者である訪問支援員が、医療機関外から入院中の患者を訪問し支援

※入院者の求めに応じて、都道府県等が派遣を調整



### 面会交流、支援

傾聴、生活に関する相談、情報提供等



※2人一組で精神科病院を訪問

## 都道府県等による選任・派遣



### 【訪問支援員】

- 都道府県知事が認めた研修を修了した者のうち、都道府県知事が選任した者
- 支援対象者からの求めに応じて、入院中の精神科病院を訪問し、支援対象者の話を誠実かつ熱心に聞く（傾聴）ほか、入院中の生活に関する相談や、支援対象者が困りごとを解消したり、希望する支援を受けるためにはどうすれば良いのかを対象者に情報提供する。

### 【入院者訪問支援事業のねらい】

医療機関外の第三者が、支援対象者と会話を交わし、支援対象者の話を傾聴することにより、様々な思いを受け止め、対象者が自らの力を発揮できるよう、対象者の立場に立って寄り添うもの。

### （留意点）

- ・ 令和6年度より法定事業として位置づけ。（守秘義務等）
- ・ 訪問支援員について、特段の資格等は不要。※研修修了は義務
- ・ 訪問支援員が対象者に代わって対象者の困りごとを解決することや、訪問支援員が医療・介護・障害福祉サービスの利用を調整したりサービスを自ら提供することは、本事業の支援として意図するものではない。

精神科病院に入院している支援対象者の自尊心低下、孤独感、日常の困りごと等の解消が期待される。

# さまざまな立場からの支援の必要性

様々な支援の担い手が、それぞれの立場で、必要とされる支援・権利擁護（アドボカシー）を行う

## フォーマルアドボカシー

- 担い手：専門職  
（医療者、福祉職員、行政職員など）
- ・ 適切な療養環境の提供
  - ・ 情報提供
  - ・ 本人中心の医療、ケアの提供など

## ピアアドボカシー

- 担い手：本人と同じような立場・属性の人
- ・ 深い共感
  - ・ 経験知の共有など

## セルフアドボカシー

- 担い手：家族、友人など
- ・ 本人への寄り添い
  - ・ 本人と一緒に専門職の話を聞く
  - ・ 本人の代理人的役割

- 担い手：入院者訪問支援員など  
（利害関係のない第三者）
- ・ 本人の立場に立つ
  - ・ 本人のエンパワメント  
（直接支援は行わない）

## インフォーマルアドボカシー

## 独立アドボカシー

# 「入院者訪問支援事業」で期待されること

入院者訪問支援員の病院訪問  
(病院外部からの個別支援)

入院者本人への  
効果 (例)

安心感 孤独感の緩和  
自尊心・自己肯定感の回復

**エンパワメント**

(その人が本来持っている力を発揮できるようになること)

必要な資源・支援へのアクセス

治療意欲の向上

より適切な自己表現

セルフアドボカシーの促進

病院へのメリット (例)

- 病院の風通しがよくなる
- 病院職員の権利擁護への意識向上
- 入院者と病院職員のコミュニケーションの促進
- 病院のイメージアップ など

セルフアドボカシー：自分のニーズや要望などを適切に伝え、自分のことについての意思決定に積極的に関わること

# 訪問支援員養成研修の概要

- 都道府県は、精神保健福祉法第35条の2に基づき、訪問支援員の業務を適正に行うために必要な知識・技能等を修得するための研修を実施する。
- 都道府県知事が行う研修は、①精神保健、医療及び福祉の現状及び課題、②入院者訪問支援事業の概要、③入院者訪問支援員として必要な技能についての講義及び演習とする。
- 研修を修了した者のうち、都道府県知事が選任した者を入院者訪問支援員と定める。

## 訪問支援員養成研修



- ・ 訪問支援員としての活動を希望する者が対象
- ・ 講義：5時間程度（オンライン受講可）
- ・ 演習：6時間程度（原則、対面で実施）
- ・ 実施主体：都道府県等
- ・ 内容：省令に準拠



### 【講義】

訪問支援の意義や訪問支援員の役割等を理解した上で、訪問支援員として必要な基本的知識を習得する



### 【演習】

講義で得られた基本的知識を基礎としつつグループワークやロールプレイ等を通じて訪問支援員として必要とされるより実践的な知識や技能を習得する

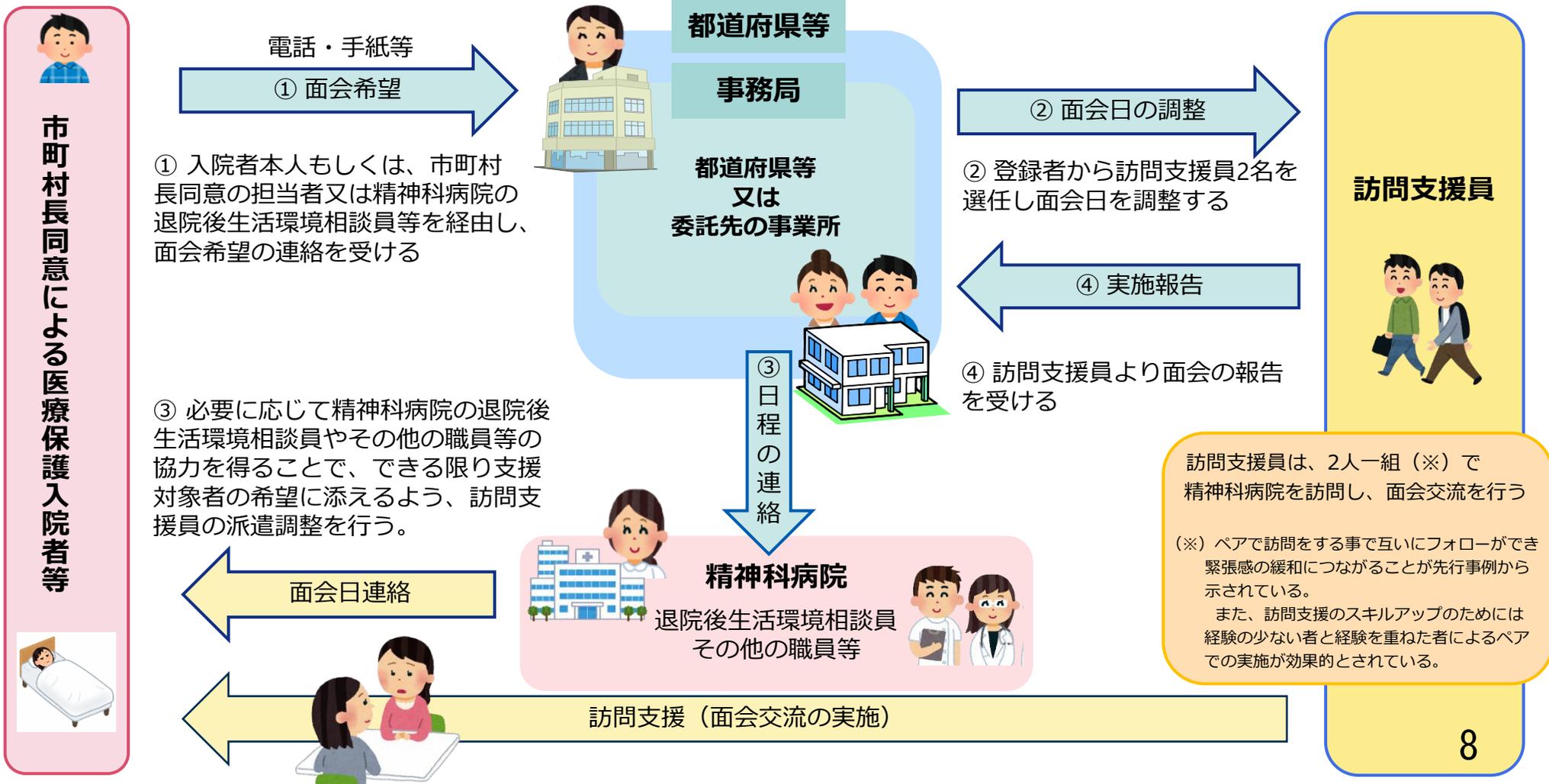


## 地域生活支援事業（※）を活用し訪問支援員養成研修を実施する場合

- 都道府県等においては、管内の特別区、保健所設置市を含め、養成研修の実施に向けた調整と養成研修の開催
  - 特別区、保健所設置市においては、都道府県等が行う養成研修への受講者の派遣
  - 特別区、保健所設置市において養成研修を実施する場合は都道府県等から委託の上で実施
- ※予算案のため変更の可能性あり

# 訪問支援員派遣の流れ

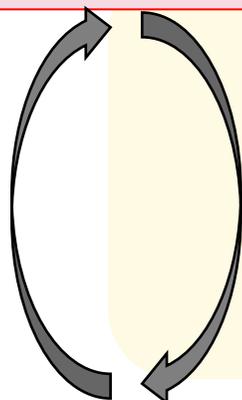
- 入院者から訪問支援員との面会希望があった場合に、派遣調整を行う。
- 本人以外の者からの依頼については、本人の意向であることを確認した上で派遣調整を開始する。
- 事務局は、支援対象者の意向を確認した日付及びその方法等については、個別に記録しておくこと。



# 本事業に係る会議体

- 都道府県等は、本事業を円滑に進めるため、事業の実施内容の検討や見直し等を行い、関係者の合意形成を図るための会議体及び事業の円滑な推進と更なる充実を図ることを目的として、実務者が協議するための会議体を設置する。

## 進め方の検討・見直し



## 推進会議

### 【目的】

運営を管理する者および訪問支援を受け入れる医療機関と訪問支援を行う者が、実施要領や事業計画の策定、実務者会議から報告される事業の実施状況や課題等をもとに**事業の進め方について検討や見直しを図る**場とする。

### 【実施主体】 都道府県等の主管課を中心とする

都道府県等の協議の場（地方精神保健福祉審議会、自立支援協議会、地域移行を推進する部会等）の活用を可能とする。

### 【参加者】

都道府県等主管課、精神保健福祉センター、保健所、当事者、当事者家族、精神科病院協会等の関係団体、  
その他有識者等

## 課題等の洗い出し・検証

## 実務者会議

### 【目的】

訪問支援員や訪問支援を受け入れる精神科病院の関係者等が、定期的に事業実施における具体的な課題や支援のあり方等について協議し、その結果については適宜、推進会議へ報告する等、**事業の円滑な推進と、更なる充実を図る**場とする。

### 【実施主体】 都道府県等の主管課を中心とする

（運営事務については委託を可能とするが、都道府県等事業担当者の会議への参加は必須とする）

### 【参加者】

都道府県等主管課、委託先事業者、訪問支援員、精神科病院等の関係者、市町村実務担当者（市町村同意に係る部署、及び医療保護入院患者の支援に係る部署の担当）、その他の当該事業に係る者等

# 入院者への事業周知

- 都道府県等は、市町村に対し、市町村長同意による医療保護入院者との面会時に当該事業を入院者に紹介するよう依頼する。
- 都道府県等は、精神科病院に対し、退院後生活環境相談員等から入院者に対して当該事業を紹介することや、啓発資材の掲示等により入院者に常時当該事業の周知を図ることを依頼する。

## 市町村



- ・市町村長同意後の入院者との面会時にリーフレット等を用いて本事業を紹介する



## 精神科病院



- ・退院後生活環境相談員の選任の挨拶時や日々の支援の中でリーフレット等を用いて本事業を紹介する
- ・本事業の紹介・周知のための院内掲示を行う

## 厚生労働省

- ・HP等での広報

## 都道府県等

- ・市町村に対し、市町村長同意の入院者への面会時に本事業を紹介するよう依頼する
- ・精神科病院に対し、入院者へ退院後生活環境相談員やその他の職員等から本事業を紹介することや、啓発資材の掲示等により当該事業の周知を図るよう依頼する。

協力依頼

協力依頼

# 参考

## 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）

### （入院者訪問支援事業）

**第三十五条の二** 都道府県は、精神科病院に入院している者のうち第三十三条第二項の規定により入院した者その他の外部との交流を促進するための支援を要するものとして厚生労働省令で定める者に対し、入院者訪問支援員（都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了した者のうちから都道府県知事が選任した者をいう。次項及び次条において同じ。）が、その者の求めに応じ、訪問により、その者の話を誠実かつ熱心に聞くほか、入院中の生活に関する相談、必要な情報の提供その他の厚生労働省令で定める支援を行う事業（第三項及び次条において「入院者訪問支援事業」という。）を行うことができる。

2 （略）

3 （略）

### （支援体制の整備）

**第三十五条の三** 入院者訪問支援事業を行う都道府県は、精神科病院の協力を得て、精神科病院における入院者訪問支援員による支援の在り方及び支援に関する課題を検討し、支援の体制の整備を図るよう努めなければならない。

**②秋田県における  
精神科病院  
入院者訪問支援事業**

# 1. 精神科病院入院者訪問支援員 養成研修の実施（令和7年度～）

- 相談支援経験のある者又は精神障害に対して理解のある者が受講対象
- 令和7年度実績（令和7年11月15日実施）
  - 場所：秋田県J Aビル
  - 内容：演習（講義は事前にオンライン視聴）
  - 修了者数：28名
- 令和8年度も実施する予定

## 2. 会議体の設置（令和7年度～）

- 推進会議（令和7年11月7日開催）

精神保健福祉審議会を活用し、事業の進め方等について検討

- 実務者会議（令和7年10月7日開催）

厚生労働省担当者や精神保健福祉士等により、事業実施に向けた具体的な課題や支援のあり方等について検討

- 令和8年度も実施する予定

# 3. 訪問支援員の派遣（令和8年度～）

## ■対象者

市町村長同意による医療保護入院者

## ■訪問支援員

養成研修修了者等が2人一組で訪問

## ■事務局（各病院への連絡調整を担う）

医療法人久盛会

指定相談支援事業所クローバー

# 留意事項

- 対象者 1 人に対する派遣回数に上限は設定していないものの、前の派遣から少なくとも 1 か月程度はインターバルを設ける想定
- 秋田県では、県内の病院に入院している患者に対して訪問支援員を派遣する予定であるが、自治体によっては、「入院者の住所地」を基準としている自治体もあり、この自治体に住所を置いている患者が県内の病院に入院している場合は、（秋田県の関与なく、）県外の自治体から訪問支援員が派遣される可能性がある。

# ③各事業所への 依頼事項

# 1. 訪問支援員養成研修への参加勧奨

- 令和8年度も令和7年度と同様に養成研修を実施する予定
- まだまだ訪問支援員の数は十分ではないため、業務従事者に対して、養成研修の存在を周知していただくとともに、興味を持った方には研修を受講するよう勧奨していただきたい。
- 研修受講者として、ピアサポーターも募集している。把握している関係団体・個人に周知していただきたい。

## 2. 訪問支援支援員の業務従事

- 訪問支援員の派遣は、平日日中に行われるため、事業所の通常業務に従事する時間と重なる可能性がある。
- 訪問支援員となった業務従事者が訪問支援員としての業務に従事することに配慮願う。

# ④各市町村への 依頼事項

# 1. 対象者への周知

## ■対象者

市町村長同意による医療保護入院患者

## ■周知者

医療保護入院の市町村長同意担当者

## ■タイミング

市町村長同意後の面会時

## ■やり方

チラシを用いて事業紹介

## 2. 訪問支援希望の取り次ぎ

- 基本的には、入院者が直接、事務局に訪問支援の希望を伝えることとなっている。
- ただし、市町村の担当者が対象者との面会時に、訪問支援員の派遣及び県への連絡を希望した場合は、訪問が速やかに実施されるよう、事務局にその旨を伝達されたい。

### 3. 医療保護入院に係る 市町村長同意後の面会等の実施

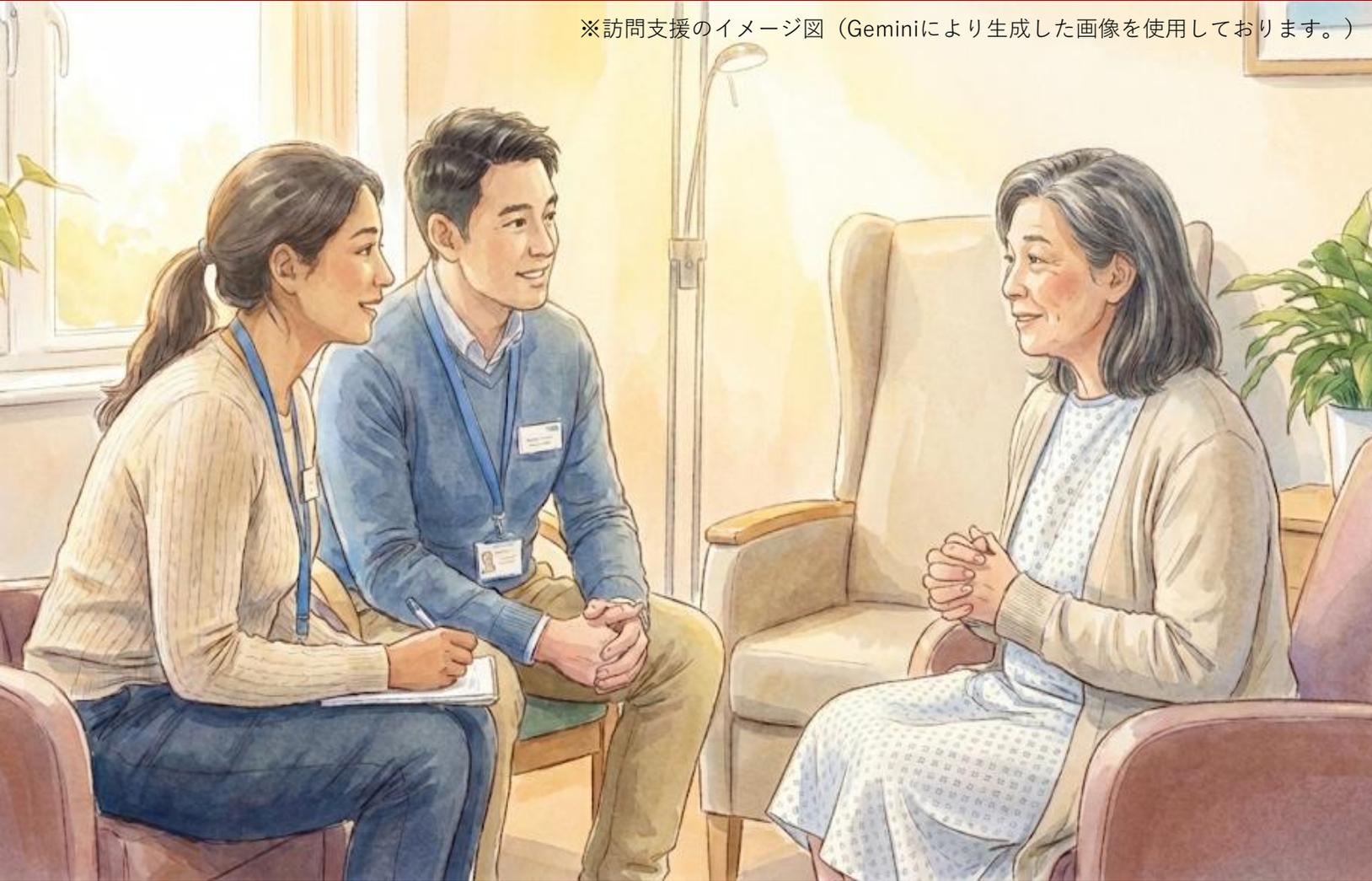
- 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条第二項及び第六項の規定に基づく医療保護入院及びその入院の期間の更新の際に市町村長が行う同意について」（昭和63年6月22日付障発第743号発各都道府県知事あて厚生省保健医療局長通知）中の「五 同意後の事務」に定められているとおり、入院の同意後、市町村の担当者は、速やかに本人に面会し、その状態を把握することなど、適切に業務を実施されたい。

# 留意事項

- 各精神科病院に対しては、3月23日の精神科病院入院者訪問支援事業等説明会において、事業内容を周知するとともに、訪問支援員の受入や市町村長同意による医療保護入院患者への周知等について依頼した。

# 秋田県精神科病院入院者訪問支援事業の御案内

※訪問支援のイメージ図（Geminiにより生成した画像を使用しております。）



病院のスタッフではない「訪問支援員」があなたの元にお伺いし、  
あなたのお気持ち、入院生活の不安など、何でもお話をお聞きします。

**あなたの思いをお話してみませんか？**

まずは気軽にご連絡ください。

【連絡先】

医療法人久盛会

指定相談支援事業所クローバー

〒011-0917

秋田市飯島道東二丁目13番20号

**018-846-5328**

（平日 9:00～17:00）

※病院のスタッフにお声がけいただいても構いません。

- 費用はかかりません。
- お聞きした話は、勝手に他の人に話しません。
- 訪問支援員は2人で伺います。

障 発 第 7 4 3 号  
昭和 6 3 年 6 月 2 2 日  
一部改正 障 発 第 3 3 5 号  
平成 1 3 年 8 月 6 日  
一部改正 障 発 0 4 2 6 第 6 号  
平成 2 6 年 1 月 2 4 日  
一部改正 障 発 0 3 0 2 第 5 号  
令 和 5 年 3 月 2 日  
一部改正 障 発 1 1 2 7 第 4 号  
令 和 5 年 1 1 月 2 7 日

各都道府県知事 殿

厚生省保健医療局長

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第2項及び第  
6項の規定に基づく医療保護入院及びその入院の期間の更新の  
際に市町村長が行う同意について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 33 条に規定する医療保護入院に必要な家族等の同意を市町村長が行う際の要領を別添のとおり定めたので、貴管内の市町村長に周知のうえ、その適正な運営に配慮されたい。

なお、別添の「市町村長同意事務処理要領」は、様式 1 から 6 ままでを除き、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 3 項に規定する市町村が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準であることを申し添える。

別添

## 市町村長同意事務処理要領

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 33 条第 2 項及び第 6 項の規定に基づく医療保護入院及びその入院期間の更新に必要な同意を市町村長が行う場合の事務処理については、以下の要領によること。

### 一 市町村長の同意の対象となる者

次のすべての要件を満たす者

- (一) 精神保健指定医（以下「指定医」という。）の診察の結果、精神障害者であって、入院の必要があると認められること。
  - (二) 措置入院の要件に該当しないこと（措置入院の要件にあてはまるときには、措置入院とすること。）。
  - (三) 入院又は入院期間の更新について本人の同意が得られないこと（本人の同意がある場合には任意入院となること。）。
  - (四) 病院側の調査の結果、以下のいずれかに該当すること。
    - ア 当該精神障害者の家族等がいずれもない。
    - イ 家族等の全員がその意思を表示することができない。
    - ウ 家族等の全員が同意又は不同意の意思表示を行わない。
- (注) 当該精神障害者について、家族等から虐待・ドメスティックバイオレンス（以下「DV」という。）等が行われている又は疑われる場合、当該家族等については、ア～ウに記載する「家族等」に該当しない者として取り扱うこと。

### 注

- (1) 応急入院で入院した者については、72 時間を超えても家族等のうちいずれかの者が判明しない場合で、引き続き入院が必要な場合には、市町村長の同意が必要であること。
- (2) 家族等のうちいずれかの者がおり、その同意が得られないときで、法第 29 条の規定に基づく措置入院を行うべき病状にある場合は、法第 22 条の規定に基づく申請を行うこと。

## 二 入院又は入院期間の更新の同意を行う市町村長

### (一) 本人の居住地を所管する市町村長とすること。

居住地とは、本人の生活の本拠が置かれている場所とすること。生活の本拠が置かれている場所が明らかでない場合においては、住民票に記載されている住所とすること。

### (二) 入院の際に居住地が不明な者については、その者の現在地を所管する市町村長とすること。

現在地とは、保護を要する者が警察官等によって最初に保護された場所等をいうこと。

### (三) 市町村長が同意を行うに当たっては、あらかじめ、決裁権を市町村の職員に委任することができること。

## 三 病院からの連絡

病院は、入院又は入院期間の更新を行う患者について、居住地、家族等のうちいずれかの者の有無等を調査し、当該患者が入院又は入院期間の更新につき市町村長の同意が必要な者である場合には、速やかに市町村長の同意の依頼を行うこと。

なお、入院又は入院期間の更新の同意の依頼の際には、市町村長の同意を行うために必要な事項が明らかになるように、次の事項について連絡すること。

ア 患者の氏名、生年月日、性別

イ 患者の居住地又は現在地

ウ 患者の本籍地

エ 患者の病状（入院又は入院期間の更新が必要かどうかの判断をする根拠となるもの）

オ 患者の家族構成及び家族に対する連絡先

カ 患者に対する家族等からの虐待・DV等に関連して必要な情報

(ア) 患者に対する虐待・DV等に係る家族等の氏名。

(イ) 患者に対する家族等からの虐待・DV等が疑われ、病院から行政に対し通報等を行っている場合、その内容と通報窓口の連絡先

(ウ) 患者に対して虐待・DV等の一時保護措置等の対応が取られている場合、その内容と保護先の施設担当者等の連絡先

(エ) 患者からDV等支援措置を受けている旨の申し出があった場合、その内容

キ 患者を診察した指定医の氏名

## ク その他参考となる事項

入院時における市町村長の同意の依頼は、迅速に行う観点から、電話等口頭で行うことができるが、口頭依頼後に速やかに医療保護入院同意依頼書（様式1）を市町村長にあて送付すること。

また、入院期間の更新に関する同意を依頼する場合にあっては、医療保護入院期間の更新に関する同意依頼書（様式4）を市町村長にあて送付すること。

なお、家族等を一（四）ウに該当する者と扱う場合には、単に電話に出ないなど連絡が取れないだけでは不十分であり、同意又は不同意の意思表示を行わない旨を明示していることが必要なことに留意すること。

## 注

（1） 項目カ（イ）の「通報等」とは、以下の内容を指す（以下「通報等」という。）。

- ・ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第6条第1項の規定による通告
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第6条第1項の規定による通報
- ・ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）第7条第1項の規定による通報
- ・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）第7条第1項の規定による通報

（2） 項目カ（ウ）の「一時保護措置等」とは、以下の措置を指す（以下「一時保護措置等」という。）。

- ・ 児童虐待防止法第8条第2項第1号の措置
- ・ 配偶者暴力防止法第3条第3項第3号の措置
- ・ 高齢者虐待防止法第9条第2項の措置
- ・ 障害者虐待防止法第9条第2項の措置
- ・ その他、上記措置に準ずる措置

- (3) 項目カ(エ)の「DV等支援措置」とは、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年10月4日法務省民事甲第2671号、自治振第150号等法務省民事局長、自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知)第5-10の措置を指す(以下「DV等支援措置」という。)

#### 四 市町村において行われる手続き

- (一) 市町村の担当者は、病院から電話等で入院又は入院期間の更新の同意の依頼を受けた際には、市町村長の同意を行うために必要な次の事項については聴取票(入院時は様式2、入院期間の更新時は様式5)に記載して明らかにしておくこと。

- ア 患者が入院又は入院期間の更新を行う病院の名称・所在地
- イ 患者の氏名、性別、生年月日
- ウ 患者の居住地又は現在地
- エ 患者の本籍地
- オ 患者の病状(入院又は入院期間の更新が必要かどうかの判断をする根拠となるもの)
- カ 患者の家族構成及び家族に対する連絡先
- キ 患者に対する家族等からの虐待・DV等に関連して必要な情報
  - (ア) 患者に対する虐待・DV等に係る家族等の氏名
  - (イ) 患者に対する家族等からの虐待・DV等が疑われ、病院から行政に対し通報等を行っている場合、その内容と通報窓口の連絡先
  - (ウ) 患者に対して虐待・DV等の一時保護措置等の対応が取られている場合、その内容と保護先の施設担当者等の連絡先
  - (エ) 患者からDV等支援措置を受けている旨の申し出があった場合、その内容
- ク 患者を診察した指定医の氏名
- ケ 聴取した日

- (二) 病院から依頼を受けた後、市町村の担当者は、患者が市町村長の入院又は入院期間の更新の同意の対象者であるかどうかを確認するため、以下のような手続きをとること。

- ア 患者が居住地を申し出ている場合には、住民票等によりその確認を行うこと。

(注1) 確認できない場合には、居住地が不明な者として二  
(二)のケースとして扱うこと。

イ 病院が把握していない家族等の存在を把握し、連絡がとれる場合には、その同意の意思の有無を確認すること。ただし、その際、対象の患者がDV等支援措置の対象となっているか否かを確認する。当該患者がDV等支援措置の対象となっており、かつ、当該家族等がDV等支援措置による住民票の閲覧の制限等を受けている場合は、当該家族等については一(四)のケースとして取り扱い、連絡は取らないこと。

ウ 患者に対する家族等からの虐待・DV等が疑われ、病院が行政に対し虐待・DV等に係る通報等を行っている場合は、通報先の窓口  
に連絡を取り、通報等が適切に受理されていることを確認すること。(ただし、その時点で虐待の事実がないことが判明している場合は、通報の対象とされている家族等について、法第5条第2項に規定する「家族等」と取り扱って差し支えない。)

エ 患者に対して、家族等からの虐待・DV等により一時保護措置等  
が取られている旨、病院から連絡があった場合は、一時保護先の施設担当者等に連絡を取り、一時保護措置等が現に実施されているか確認すること。

オ 患者からDV等支援措置を受けている旨の申し出があったと病院から連絡があった場合は、その内容について事実と相違ないか確認すること。

(注2) ウからオまでに掲げる事実について確認できた場合、患者に対して虐待・DV等を行った又はそれが疑われる家族等については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和25年厚生省令第31号。以下「施行規則」という。)第1条各号に該当するものとして取り扱うこと。

(三) (二)の手続きをとり、患者が市町村長の入院又は入院期間の更新の同意の対象者であることを確認のうえ、市町村の担当者は速やかに同意の手続きを進めること。

(四) 市町村長の同意が行われた場合は、速やかにその旨を病院に連絡すること。このため、口頭で病院に連絡することが可能であるが、口頭で連絡した場合においても、その後速やかに同意書(様式3)を作成して病院に交付すること。この場合、同意書の日付は口頭で連絡を行った日とすること。

また、入院期間の更新の手続きの際は、医療保護入院期間の更新に関する同意書（様式6）を作成して病院に交付すること。

(五) 休日夜間等において市町村長の入院の同意の依頼を受けた場合においても、速やかに同意が行われるようにすること。

このため、休日夜間等においても迅速に対応できる体制を整えておくとともに、休日夜間等の緊急の場合の連絡方法については関係する病院にあらかじめ連絡しておくこと。

なお、聴取票の作成及び前記（二）の手続きをとることができなかつた場合においては、その後速やかに手続きをとること。

## 五 同意後の事務

### (一) 入院中の面会等

市町村の担当者は、入院の同意後、速やかに本人に面会し、その状態を把握するとともに市町村長が同意者であること及び市町村の担当者の連絡先、連絡方法を本人に伝えること。

なお、市町村長同意直後の面会後も、市町村長同意による入院が継続している間は、継続して面会等を行い、本人の状態、動向の把握等に努めること。

また、退院後生活環境相談員と連携の上、施行規則第15条の11の規定による医療保護入院者退院支援委員会に積極的に参加するほか、法第47条の規定に基づき、必要な情報の提供、助言その他の援助を行い、本人の意思を尊重した上で、退院に向けた相談支援につなげること。

上記の業務を担当する者は、患者の退院に向けた調整をすることが期待されていることから、精神保健福祉に関する研修や精神保健福祉相談員講習会等を受講した者が望ましい。

さらに、都道府県（指定都市を含む。以下同じ。）が法第35条の2の規定による入院者訪問支援事業を実施している場合には、面会時にリーフレット等を用いて当該事業について紹介すること。なお、本人が当該事業を利用する旨について都道府県への連絡を希望した際には、訪問が速やかに実施されるよう、都道府県に確実にその旨を伝達すること。

(注) 本人が遠隔地の病院に入院した場合には、市町村間で連絡を取ってその状態や動向等の把握に努めること。